

平成 30 年度

緑化助成事業のご案内

民有地を緑化する方に対し、その費用の一部を助成します

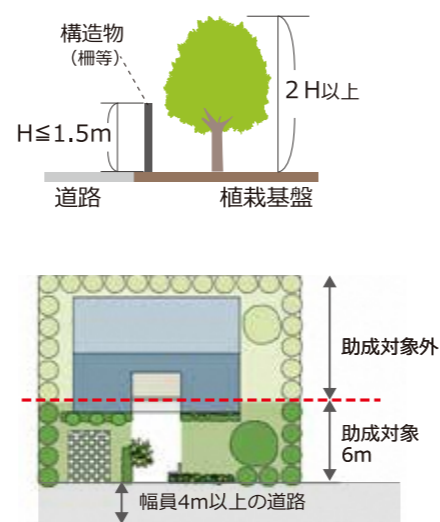
1. 事業主体 (公財) 福岡市緑のまちづくり協会
2. 財源 福岡市都市緑化基金の運用益・協会の収益事業の収益
3. 目的 **緑あふれる街並みの形成** (平成 28 年 9 月施行)
4. 概要

- ・道路から見える緑化に対する助成
- ・種類を限定せず、助成対象を緑化全般に (ただし、屋上緑化は除く)

5. 助成の対象

- ①道路 (幅員 4m以上の公衆用道路) から見える緑化
 - ②道路境界から 6m以内の場所に行う緑化で、**緑化面積**の合計が 5 m²以上あること
 - ③福岡市内の民有地で、地目が宅地であること。
 - ④申請前に緑化工事が未着工
 - ⑤平成 31 年 3 月 22 日までに緑化工事完了及び事業実績報告書の提出ができること
- ※緑化工法、緑化資材、住宅展示等の営業、建築物等の販売を目的とした緑化事業は除きます
- ※事業完了後、最低 5 年間は良好な樹木の育成管理をすること
- ※法令等によって緑化を義務づけられている場合は、その基準を超える部分の緑化を助成の対象とします
- ※同一の敷地において、すでに本助成事業を受けた者には助成金を交付しません

■道路から見える緑化



★緑化面積の算出方法

① 地上緑化	■樹高0.4m以上の樹木の緑化	緑化時の樹高	緑化面積
	※タケ類等の樹高に比べて樹冠投影面積が著しく小さい場合は、基本的に直下の樹高規格の面積で算出します。	■樹高0.4m以上の樹木の緑化	3.0m以上
■地被植物の緑化		2.0m以上 3.0m未満	1.5m ²
		1.0m以上 2.0m未満	0.5m ²
		0.4m以上 1.0m未満	0.2m ²
② 壁面緑化	■樹高0.4m未満の樹木の緑化 ■地被植物の緑化	緑化で面を覆う場合は植栽基盤の面積とします。株物の場合は、1株当たり0.04m ² で算出します。	
	■生垣状 (緑化時の樹高1.0m以上の樹木を間隔0.5m以内で列植したもの) の緑化	緑化面積 (m ²) = 緑化延長 (生垣の長さ) × 1m	
	■登はん型 下垂型 緑化面積 = 緑化延長 × 1m		
	■壁面基盤型 緑化面積 = 壁面基盤型の面積		

6. 助成金額

- 道路境界から 6mの範囲内の緑化施工費用の 1/2 に相当する金額を助成
 - 助成金の上限は 20 万円
- ただし、緑化面積当りの上限額があります
- 0.4m未満の樹木及び地被植物 緑化面積 1 m²当たり 5 千円
 - その他の緑化 緑化面積 1 m²当たり 1 万円



助成対象となる緑化施工費用

- (1) 植物及び土壌、肥料、支柱等の材料費
- (2) 緑化工事費
- (3) 壁面緑化の誘引資材及び灌水施設等の材料費及びその工事費
- (4) (1) から (3) を対象とする諸経費

申請書様式、緑化事業ガイドブックは協会ホームページからダウンロードしてください
 福岡市緑のまちづくり協会 >> 緑化助成事業
<http://www.midorimachi.jp/help/promotion.html>



公益財団法人
福岡市緑のまちづくり協会

みどり課企画推進係
 〒814-0001 福岡市早良区百道浜2-3-26
 TEL 092-822-5832